

令和6年度 P T A総会資料

熊谷市立妻沼東中学校

令和6年4月27日(土)

- 転退職・転入職員紹介
- 担任・職員紹介

総会次第

- 1 開会のことば
- 2 あいさつ
- 3 来賓祝辞 並びに来賓紹介
- 4 議長選出
- 5 議事
 - (1) 令和5年度事業報告について
 - (2) 令和5年度P T A一般・特別・給食会計決算報告について
 - * 監査報告
 - (3) 新役員の選出と承認について
 - * 新役員代表あいさつ
 - (4) 令和6年度事業計画及び予算案について
 - (5) P T A会則について
 - (6) その他
 - ・ P T A保険加入について
- 6 退任役員代表のことば
- 7 閉会のことば



目 次

	頁
1 令和5年度妻沼東中学校 PTA 事業報告	1, 2
2 令和5年度妻沼東中学校 PTA 決算報告	3
3 令和5年度妻沼東中学校特別会計決算報告	4
4 令和5年度学校給食会計報告	5
5 令和6年度妻沼東中学校 PTA 本部役員 (案)	別紙 1
6 令和6年度妻沼東中学校 PTA 理事一覧	別紙 2
7 令和6年度妻沼東中学校 PTA 事業計画 (案)	6, 7
8 令和6年度妻沼東中学校 PTA 予算 (案)	8
9 令和6年度妻沼東中学校 PTA 特別会計予算 (案)	9
10 熊谷市立妻沼東中学校 PTA 会則	10, 11
11 熊谷市立妻沼東中学校 PTA 慶弔規定	12
12 付記	13

令和5年度 妻沼東中学校PTA事業報告

月	本 部・全 般	交 通	環 境・整 備	広 報	備 考
4	PTAバレー実行委員会 3 授業参観 22 本部役員会・理事会①14 PTAバレー練習会（毎週金曜日）	委員会 14	委員会 14 聖天祭補導→中止	委員会 14 (以降広報紙発行の為に 随時開催)	入学式 10 修学旅行保護者会 22 部活動保護者会 28
5	第1回資源回収 13 市P連総会、歓送迎会→中止 体育祭 受付 20	登校指導 9 (※4・8月以外の 毎月10日前後) 体育祭安全確保	第1回資源回収 13		体育祭 20
6	本部役員会・理事会②30 親善バレーボール役員会 口腔衛生講習会	登校指導 6 委員会 30	委員会 30	委員会	3年修学旅行 6/6～6/8 学総中心日 22～24 学総水泳 27 学総陸上 29
7	非行防止大会 8(※文化館) 授業参観 8 親善バレーボール大会新委員会 11 北部地区人権教育実践報告会 28	登校指導 5		委員会	非行防止教室 7 授業参観 8 第1回進路説明会 8 3年三者面談 20～28
8	教育文化講演会 3 めぬま祭り巡視 5	めぬま祭り補導 5		委員会	夏季休業日
9	親善バレーボール大会実行委員会(商工会館)9 市P連研修会 広報誌地区審査 9 学校保健委員会 13 家庭教育委員会	登校指導 6		委員会 「たより藪東中」発行	新人陸上市予選 12 新人戦中心日 28～30
10	理事・会長選出会議(各小学校区ごと) 親善バレーボール大会練習会	登校指導 4	聖天祭補導 18	委員会	前期終業式 19 後期始業式 23 合唱コンクール 27 教育の日 28 第2回進路説明会 28

11	熊谷市妻沼文化祭音楽祭→中止 市P連親善バレーボール大会11 第2回資源回収25	登校指導7	第2回資源回収25	委員会	三者面談7~16 1年生職場体験11/29~12/1
12	親善バレーボール大会実行委員会 (商工会館)	登校指導6		委員会	2年生校外学習8 薬物乱用防止教室21
1	新入生説明会13 ハートフルセミナー23 本部役員会・理事会④26 市P連新年会→中止 ハートフルセミナー30	登校指導11 委員会26	委員会26	委員会	スキ一林間保護者説明会19 1,2年二者面談19~25 3年三者面談19~25
2	理事・本部役員引継会⑤3 PTAバレー妻沼クラブ4 ハートフルセミナー11	登校指導14		委員会	1,2年授業参観3(2年立志式) 1年スキ一林間4~6 県立高校学力検査21 県立高校面接実技22 三送会29
3	卒業式15 監査会 会計監査(委員長・副)	委員会 登校指導6 卒業式安全確保15	委員会	委員会 「たより」発行	卒業式15
4	入学式8 総会資料校正・作成	入学式安全確保8			入学式8

令和5年度妻沼東中学校PTA決算報告書

1【収入の部】

1,901,486 円
(単位円)

項目	予算額	収入済額	増減(▲は減)	付記
会費	1,032,000	1,007,550	▲ 24,450	生徒 300円×3,071人(延べ人数) 職員 250円× 345人(延べ人数)
繰越金	893,927	893,927	0	令和4年度
雑収入	3	9	6	貯金利息他
合計	1,925,930	1,901,486	▲ 24,444	

2【支出の部】

1,284,538 円

項目	予算額	決算額	増減(▲は減)	付記
庶務費	140,000	36,148	▲ 103,852	
事務費	30,000	418	▲ 29,582	色紙
旅費	30,000	3,500	▲ 26,500	役員旅費
会議費	20,000	0	▲ 20,000	
渉外費	20,000	0	▲ 20,000	
連P会費	40,000	32,230	▲ 7,770	PTA連合会費
PTA活動費	110,000	55,900	▲ 54,100	
行事費	30,000	55,900	25,900	バレー大会経費、私立高校見学バス代
本部活動費	20,000	0	▲ 20,000	
委員会費	10,000	0	▲ 10,000	
連P参加費	10,000	0	▲ 10,000	
負担金	40,000	0	▲ 40,000	
生徒福祉費	330,000	99,700	▲ 230,300	
教育奨励費	300,000	99,700	▲ 200,300	自転車保険
保健費	10,000	0	▲ 10,000	
部活補助費	20,000	0	▲ 20,000	
成人教育費	320,000	197,032	▲ 122,968	
広報費	250,000	177,100	▲ 72,900	たより東中
指導者研修	10,000	0	▲ 10,000	
図書費	60,000	19,932	▲ 40,068	掲示資料
後援補助費	650,000	673,718	23,718	
施設設備費	200,000	178,000	▲ 22,000	体育館スクリーン修繕、校庭陥没修繕
緑化奨励費	200,000	220,000	20,000	樹木伐採
学校行事費	200,000	255,718	55,718	講師謝礼、卒業記念品
印刷補助費	50,000	20,000	▲ 30,000	卒業証書浄書
諸費	200,000	168,040	▲ 31,960	
記念品	100,000	125,040	25,040	転退職職員 本部役員
慶弔費	100,000	43,000	▲ 57,000	香典、生花
予備費	100,170	0	▲ 100,170	
会費返金	100,000	54,000	▲ 46,000	家庭数返金
合計	1,950,170	1,284,538	▲ 665,632	

3【残高の部】

616,948 円

1,901,486 - 1,284,538 = 616,948

残金 616,948 円は、次年度へ繰り越します。

上記のとおり報告いたします。

令和6年3月31日

熊谷市立妻沼東中学校PTA会長 関口 治

同 PTA会計 新井 淑子

監査の結果相違ないことを認めます。

令和6年3月31日

熊谷市立妻沼東中学校PTA監査 碓氷 純子

令和5年度 妻沼東中PTA特別会計決算報告書

1【収入の部】

1,079,119 円

(単位円)

項目	予算額	収入済額	増減(▲は減)	付記
繰越金	398,772	398,772	0	令和4年度
資源回収	500,000	561,363	61,363	資源回収
市補助金	150,000	118,980	▲ 31,020	リサイクル活動推進奨励費
雑収入	8	4	▲ 4	貯金利息
合計	1,048,780	1,079,119	30,339	

2【支出の部】

908,328 円

項目	予算額	決算額	増減(▲は減)	付記
施設設備費	200,000	226,380	26,380	備品購入(かんたんテント一式)
営繕費	250,000	0	▲ 250,000	校舎補修
補助費	498,780	681,948	183,168	部活動バス代補助、大会参加費
予備費	100,000	0	▲ 100,000	
合計	1,048,780	908,328	▲ 140,452	

3【残高の部】

1,079,119 - 908,328 = 170,791 円

残金 170,791 円は、次年度へ繰り越します。

上記のとおり報告いたします。

令和6年3月31日

妻沼東中学校PTA会長

関口 治



同 会計

新井 淑子



監査の結果相違ないことを認めます。

令和6年3月31日

妻沼東中学校PTA監査

碓氷 純子



令和5年度 学校給食会計報告書

1 収入	20,442,364 円	
(1) 徴収金	17,769,766 円	(生徒、職員)
(2) 繰越金	1,757,687 円	(令和4年度)
(3) 検食・検体代	126,760 円	(保存・検査用)
(4) 雑収入	61,857 円	(預金利息、振込手数料)
(5) 「STOPコロナ」子育て世帯学校給食応援事業食材費負担金	726,294 円	

2 支出	18,335,917 円	
(1) 食材支払	18,151,025 円	(R5年4月～R6年3月分)
(2) 給食費返金等	184,892 円	(停止、転出者等)

(参考)

月	徴収金	食材支払	実施回数
4	1,416,933	0	13回
5	1,755,040	1,189,843	18回
6	1,783,105	1,785,438	20回
7	1,958,839	1,890,634	11回
8	1,647,500	1,270,976	1回
9	1,437,209	0	18回
10	1,707,400	1,984,961	18回
11	1,884,437	1,853,987	19回
12	1,827,477	1,845,092	14回
1	1,858,142	1,467,101	16回
2	283,043	1,661,811	18回
3	210,641	3,201,182	13回
合計	17,769,766	18,151,025	179回

3 差引残高	2,106,447 円	(令和6年度に繰越)
--------	-------------	------------

上記のとおり報告します。

令和6年3月31日 熊谷市立妻沼東中学校長 森 香明
 同 給食会計 新井 淑子



上記のとおり相違ないことを認めます。

令和6年3月31日 妻沼東中学校PTA監査 碓氷 純子



令和6年度 妻沼東中学校PTA事業計画(案)

月	本 部 ・ 全 般	交 通	環 境 ・ 整 備	広 報	備 考
4	PTAバレー実行委員会6 本部役員会・理事会①12 授業参観27 PTAバレー練習会(毎週曜日)	委員会12 登校指導17 (※隔月10日前後)	委員会12 聖天祭補導18	委員会12	入学式8 修学旅行保護者会27 部活動保護者会27
5	第1回資源回収11 市P連総会、新旧会長交流会17 体育祭18受付 非行防止大会運営委員会31	体育祭安全確保	第1回資源回収11	広報紙作り講習会 委員会(以降、広報誌発行のため随時活動する)	体育祭18 3年修学旅行 5/31~6/2
6	親善バレーボール役員会1 非行防止大会運営委員会14 本部役員会・理事会②28	登校指導5 委員会28	委員会28	委員会	学総中心日 20~22 学総水泳 25 学総陸上 27
7	非行防止大会6(休:文化館) 授業参観6 親善バレーボール大会実行委員会13 北部地区人権教育実践報告会 学校保健委員会① 教育文化講演会29 広報誌地区審査	通学路安全総点検		委員会	非行防止教室 授業参観6 第1回進路説明会6 3年三者面談22~31
8	めぬま祭り巡視3 (奉仕作業) 家庭教育委員会3	めぬま祭り補導3		委員会	夏季休業日
9	市P連研修会5 親善バレーボール大会実行委員会7			委員会 「たより紙」発行 広報紙コンクール	新人水泳5 新人陸上19 新人中心日26~28

10	理事・会長選出会議(各小学校区ごと) PTAハレ妻沼かつら 20 親善バレーボール大会審判講習会	登校指導 2	聖天祭補導 18	委員会	前期終業式 17 後期始業式 21 合唱コンクール 26 教育の日
11	熊谷市妻沼文化祭音楽祭 3 市P連親善バレーボール大会 第2回資源回収 16 学校保健委員会②		第2回資源回収 16	委員会	第2回進路説明会 1年職場体験 三者面談 6~12
12	親善バレーボール大会実行委員会	登校指導 4		委員会	
1	新入生説明会 11 ハートフルセミナー 本部役員会・理事会④31 市P連新年会	委員会 31	委員会 31	委員会	スキー林間保護者説明会 1,2年2者面談 17~23 3年3者面談 17~23
2	ハートフルセミナー	登校指導 12		委員会	1,2年授業参観 1 (2年立志式) 県立高校学力検査 26 県公立高校面接実技 27
3	理事・本部役員引継会 卒業式 14 監査会 学年会計監査(委員長・副)	委員会 登校指導 4 卒業式安全確保 14	委員会	委員会 「たより頼頼中」発行	3年生を送る会 5 卒業式 14
4	入学式 8 総会資料校正・作成	入学式安全確保 8			入学式 8

* 上記以外でもPTA会長又は学校長又は学校長の名前で協力依頼等の文書が出ている活動はPTA活動になります。

令和6年度 妻沼東中学校PTA予算(案)

1【収入の部】

(単位円)

項 目	本年度予算額	前年度予算額	増減(▲は減)	付 記
会 費	984,000	1,032,000	▲ 48,000	生徒 300円×302人×10ヶ月 職員 250円×36人×12ヶ月
繰越金	616,948	893,927	▲ 276,979	令和5年度
雑収入	9	3	6	貯金利息
合 計	1,600,957	1,925,930	▲ 324,973	

2【支出の部】

項 目	本年度予算額	前年度予算額	増減(▲は減)	付 記
庶務費	80,000	140,000	▲ 60,000	
事務費	10,000	30,000	▲ 20,000	消耗品
旅費	10,000	30,000	▲ 20,000	役員研修
会議費	10,000	20,000	▲ 10,000	
渉外費	10,000	20,000	▲ 10,000	案内状郵送
連P会費	40,000	40,000	0	会員数302人×連P会費90円+4,000円
PTA活動費	60,000	110,000	▲ 50,000	
行事費	20,000	30,000	▲ 10,000	行事補助
本部活動費	20,000	20,000	0	本部会議費
委員会費	10,000	10,000	0	各部会議費
連P参加費	10,000	10,000	0	連P球技大会参加費
負担金	0	40,000	▲ 40,000	連P賦課金、各種負担金
生徒福祉費	300,000	330,000	▲ 30,000	
教育奨励費	300,000	300,000	0	自転車保険
保健費	0	10,000	▲ 10,000	
部活補助費	0	20,000	▲ 20,000	
成人教育費	220,000	320,000	▲ 100,000	
広報費	200,000	250,000	▲ 50,000	PTA広報(2回)
指導者研修	0	10,000	▲ 10,000	
図書費	20,000	60,000	▲ 40,000	掲示資料
後援補助費	640,000	650,000	▲ 10,000	
施設設備費	200,000	200,000	0	施設設備購入、修繕
緑化奨励費	220,000	200,000	20,000	樹木伐採、剪定
学校行事費	200,000	200,000	0	行事補助
印刷補助費	20,000	50,000	▲ 30,000	卒業証書浄書
諸 費	200,000	200,000	0	
記念品	150,000	100,000	50,000	転退職職員記念品代、本部役員記念品代等
慶弔費	50,000	100,000	▲ 50,000	香典、生花、見舞金
予備費	957	75,930	▲ 74,973	
会費返金	100,000	100,000	0	家庭数返金(3,000円×30人)
合 計	1,600,957	1,925,930	▲ 324,973	

上記のとおり提案いたします。

令和6年4月1日 熊谷市立妻沼東中学校PTA会長

関口 治

令和6年度 妻沼東中PTA特別会計予算(案)

1【収入の部】

(単位円)

項 目	本年度予算額	前年度予算額	増減(▲は減)	付 記
繰越金	170,791	398,772	▲ 227,981	令和5年度
資源回収	560,000	500,000	60,000	資源回収
市補助金	110,000	150,000	▲ 40,000	リサイクル活動推進奨励費
雑収入	4	8	▲ 4	貯金利息
合 計	840,795	1,048,780	▲ 207,985	

2【支出の部】

項 目	本年度予算額	前年度予算額	増減(▲は減)	付 記
施設設備費	150,000	200,000	▲ 50,000	備品購入、修理
営繕費	140,000	250,000	▲ 110,000	校舎補修
補助費	500,795	498,780	2,015	部活動バス代補助 大会参加費
予備費	50,000	100,000	▲ 50,000	
合 計	840,795	1,048,780	▲ 207,985	

上記のとおり提案いたします。

令和6年4月1日 熊谷市立妻沼東中学校PTA会長 関口 治

熊谷市立妻沼東中学校PTA会則

第1章 総則

- 第1条 本会は、熊谷市立妻沼東中学校PTAと称し、事務局を妻沼東中学校内に置く。
- 第2条 本会は、学校と家庭が一体となって学校教育に対する理解を深め教育環境を整え、会員相互の親睦と研修を図って学校教育の進展に努め、生徒の教育的福祉を増進することを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- 1 教育進展に必要な研究調査の助成。
 - 2 教育振興に必要な諸会合の開催。
 - 3 家庭教育の向上と生徒の校外生活の指導。
 - 4 教育施設の整備拡充の推進。
 - 5 生徒の進路指導に対する協力。
 - 6 教育的諸行事への協力と助成。
 - 7 会員・生徒に対する慶弔
 - 8 生徒の福祉を進めるための活動。
 - 9 会員相互の親睦と研修を進めるための活動。
 - 10 教育上必要な広報渉外の活動。
 - 11 その他本会の目的達成に必要な事項。
- 第4条 本会は次の会員をもって組織する。
- 1 本校生徒の保護者。
 - 2 本校職員

第2章 役員

- 第5条 本会に次の役員を置く。
会長 1名、副会長 7名以内、理事 各地区若干名、監査 2名、会計 3名
- 第6条 本会に顧問を置くことができる。顧問は、1年毎に理事会の承認を得て会長が委嘱する。顧問は、会長の諮問に応じて、意見を述べる。
- 第7条 役員は、次の方法によって、選出する。
- 1 役員は、会員中から選出する。
 - 2 副会長は、妻沼地区ならびに長井地区から各2名、秦地区から1名、また推薦による1名を選出する。
 - 3 会長は、副会長より選出する。但し、推薦ある場合はこの限りではない。
 - 4 理事は、地区より選出する。その人数は地区に在籍する生徒数によって前後する。
 - 5 幹事・会計は、会員の中から会長が委嘱する。
 - 6 理事(副会長)選出の単位となる地区(ブロック)は、次の通りとする。副会長選出の人数は、2項に挙げたとおりとする。妻沼東中の校区外より通学している新1年生の保護者は、入学当初に希望する字がある場合は選択し、希望がない場合は一任とみなし、PTA本部が割り振りを行い、下記のいずれかの地区に所属する。
妻沼地区 …本町・森下、一本木、上町、仲町、下町、卯月花
妻沼東1・3・5丁目、妻沼東2丁目、妻沼東4丁目、
長井地区 …善ヶ島東部、善ヶ島中瀬、善ヶ島西1、善ヶ島西2、上須戸
上須戸ハイツ、上根、江波、江波台、八ツ口、西城・西城台、田島、
西野東、西野中、西野西、
秦地区 …大野、上宿・入山、中宿・下宿、西島・向野・弁財、荒宿
俵瀬、葛和田団地、日向上、日向中、日向中、日向中、日向中
校区外の新1年生の保護者は決定した字で生徒が卒業するまで資源回収等への協力など、本部役員会で定めた参加を行うことと年度途中にある理事の決定の会合に参加するものとする。

- 第8条 本部役員会は、正副会長・各委員会の委員長・幹事及び会計・交通安全母の役員・市補導員で構成する。

第9条 役員の任期は1年とする。再任は妨げない。

補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第10条 役員の任務は次の通りとする。

- 1 会長は、会を代表し、会務を総理し、会議を召集し、原則として会議の議長となる。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 本部役員は、本会の予算、決算、事業及び運営の計画を立案する。
- 4 理事は、理事会を構成し、役員の選出及び前項の議案を審議決定し、その運営にあたり、地区PTA活動を推進する。
- 5 監査は会計を監査する。
- 6 幹事は会務を処理する。
- 7 会計は経理を司る。

第11条 本会の事業を円滑に運営するため、次の委員会を置く。

専門委員会（交通委員会、環境・整備委員会、広報委員会）

- 1 理事会の決定により、委員会の改廃を行うことができる。
- 2 理事は、いずれかの委員会の委員となる。
- 3 委員長・副委員長は委員の互選とする。
- 4 広報委員会
(1) 広報委員会は、本部内に置き広報活動を行う。
(2) 広報委員は、理事の中から選出し、その他必要があれば会長が選任する。
- 5 学校職員は各専門委員会に所属し、各専門委員会の参加にあたる。

第3章 会議

第12条 会議を分けて、総会・理事会・委員会及び本部役員会とする。

- 1 総会は、年度始めに召集し、役員の承認並びに予算決算及び会務の審議承認、その他必要事項を協議する。必要あるときには、臨時に総会を開くことができる。
- 2 理事会は、会長が必要を認めたととき並びに理事の多数が必要と認めたととき、これを開く。
- 3 委員会は、必要に応じてこれを開く。
- 4 本部役員会は、必要に応じてこれを開く。

第4章 会計

第13条 本会の経費は、会員並びに寄付金をもってこれにあたる。

第14条 会費は一家庭、年額3,000円とする。

第15条 本会は次の帳簿を備える。

会員名簿、役員名簿、会計簿

第16条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 附則

第17条 本会則の改廃は総会の議決による。

本会則施行に必要な細目は、理事会の議決を経て定めることができる。

第18条 本会則は平成9年4月1日より施行する。

(備考) 一部改正

(第7条)

令和2年4月25日

(第11条)

令和3年4月24日

(第7条)

令和4年4月23日

(第7条)

令和5年4月22日

妻沼東中学校 P T A 慶弔規定

- 1 この規定による慶弔費は、P T A 予算の慶弔費で賄う。
- 2 弔意は、次の場合に行う。
 - (1) 傷病の場合
本部役員及び教職員の病気入院1ヶ月又はこれに準ずる自宅療養の際は5,000円の見舞いをする
 - (2) 死亡の場合
 - ① 会員及び生徒の場合は、花輪一基と5,000円の香料を供し、会長及び当該地区理事が会葬し、弔意を表す。
 - ② 本部役員及び教職員の配偶者・実父母・子息並びに同居父母の際は、花輪一基と5,000円の香料を供し、弔意を表す。
 - (3) 災害の場合
不慮の災害を受けた場合には、本部役員が協議のうえ見舞う。
- 3 教職員転退職の場合は、次の通り記念品代を贈り、労をねぎらう。
在職1年の場合2,000円、1年増すごとに1,000円を加える。
- 4 その他必要を生じた場合には、本部役員で検討のうえ善処する。
- 5 本規定は、平成7年4月1日より実施する。

付記

1 地区理事の人数等について

地区毎の学年別生徒数により、学年毎の地区理事数を次のように選出する。

- (1) 各学年の生徒数3名から9名の地区は、該当学年の理事数を1名とする。
- (2) 各学年10名以上の地区は、当学年の理事数を2名とする。
- (3) 各学年の生徒数1名又は2名の場合には、3年間の内必ず1度は理事となる。
ただし、各地区とも上記の規定に関わらず必ず1名の理事を選出し地域の事情を考慮して理事の人数を決定する。
- (4) 代表理事は、原則として新3年生保護者とする。

2 各専門委員会への所属について

選出された理事は、3つのいずれかの専門委員会に所属していただくこととなります。なお、所属の最終決定につきましては、各地区間、学年間の調整もありますので、**本部に一任**くださいますようお願いいたします。

3 各専門委員会と主な活動内容

- ・交通委員会……………卒業式・入学式交通指導、朝の交通指導、体育祭交通指導など
- ・環境整備委員会……………資源回収、奉仕作業、聖天山秋季・春季例大祭補導など
- ・広報委員会……………「たより妻沼東中学校」の発行など

4 妻沼東中けやき年輪会について

妻沼東中PTAの現役本部役員さんに安心してPTA活動をしていただく為、側面から支援させていただきます。

■目的に賛同する歴代PTA会長で構成しています

■要請があれば協力、応援、相談をさせていただきます

■年度初めに本部役員さんの相談などを目的とした交流懇親会を実施します。

※要望があれば都度相談の場をつくれます

5 本部役員（副会長・各委員長・市補導員・交通安全母の会）免除条件

- ・中学校PTA本部経験者
- ・小学校PTA会長・副会長経験者※但し、秦地区は副会長経験者は免除対象外
- ・交通安全母の会役員 経験者
- ・市補導員 経験者
- ・未就学児のお子さんのいる家庭

妻沼東中学校PTA会員各位

熊谷市立妻沼東中学校PTA会長 関口 治
熊谷市立妻沼東中学校長 森 香明

PTA賠償責任保険・団体障害保険への加入について(お知らせ)

若草の候、会員の皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。また日頃より当PTAの活動に対して格別なる御理解・御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、当PTAが加入している埼玉県PTA連合会が行っているPTA賠償責任保険及び団体障害保険に加入しておりますことをお知らせ致します。さらにオプションとして、学校の管理下にない生徒の賠償保険にも加入し、自転車保険として利用しています。

埼玉県では平成30年4月より、自転車が関係する交通事故により生じた損害を賠償するための保険等への加入が「義務」に改正されています。当PTAとしましても、お子様がより安心・安全な生活環境のもとに学校生活を送れる一助として、また御家族も安心して生活が送れるようにとの願いを込めて、令和2年度より表記保険に加入することになりました。

つきましては、令和6年度の補償内容等の概略は、以下の通りとなっております。

記

○ PTA賠償責任保険・団体障害保険概要(含:オプション)

【保険期間:令和6年4月1日午後4時~令和7年3月31日午後4時まで】

埼玉県PTA連合会保険制度について(保険の概要)

五県PTA連合会保険制度には、基本補償<①・②>とオプション<③>があります。

賠償責任保険:基本補償 <保険料はP7をご参照ください> 事故報告書・様式IVを使用

①PTA活動中の賠償責任(PTA賠償責任保険)

PTA管理下(※1)における次の賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。

- PTA活動(※2)の遂行に起因して生じた偶発な事故により、PTA活動参加者や第三者に与えた身体の障害または財物の損壊により、貴PTAが負担する法律上の賠償責任
- PTA会員および児童・生徒が、日本国内において保管物(貴PTAが使用・管理する第三者から借用したスポーツ用具等の財物をいいます。)を損壊・紛失、または盗取されたことにより貴PTAが負担する法律上の賠償責任

◆被保険者(補償を受けることができる方):貴PTA
◆保険金をお支払いする場合の例:

PTAが主催したスポーツ大会で、テントの設置ミスによりテントが突然倒れてきたため見学者がケガをした。	PTA主催のテニス大会中にPTAが借りていたテニスラケットをPTA会員が誤って破損した。
--	--

◆補償金額:

PTA活動の遂行に伴う賠償責任	対人・支払い限度額	1名/1事故につき 1億円(免責金額なし)
	対物・支払い限度額	1事故につき 1億円(免責金額なし)
保管物にかかわる賠償責任・支払い限度額		加害者1名 10万円 保険期間中 500万円 (1事故免責金額 5,000円)

※1「PTA管理下」は、PTAの指揮、監督または指導下において、「PTA活動」を行っている間をいいます。ただし、PTAの構成員であるPTA会員および児童・生徒がPTA活動へ参加するための所定の場所と自宅との往復路上は「PTA管理下」には含まれません。
※2「PTA活動」とは、日本国内においてPTAの目的にそってPTAが企画・立案し主催する学習活動および実務活動で、PTA総会、運営委員会における決定などPTA会則(名称は問いません)に基づく正規の手続きを経て決定された諸活動をいいます。

賠償責任保険:オプション <保険料はP7をご参照ください> 事故報告書・様式IVを使用

③学校の管理下にない児童・生徒の賠償責任(PTA賠償責任保険)

PTAの管理下・管理外を問わずに、PTAの児童・生徒の行為に起因して日本国内において発生した第三者の身体の障害または財物の損壊によりPTAの児童・生徒またはその法定監督義務者(親権者・後見人)が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。

◆被保険者(補償を受けることができる方):
貴PTAの児童・生徒および貴PTAの児童・生徒の親権者等の法定監督義務者
※法定監督義務者として児童・生徒の親権者も被保険者となります。

◆保険金をお支払いする場合の例:

PTAの児童が、自転車で下校途中道が角で柵から出てきた人になぶつかり、ケガをさせてしまった。	PTAの生徒が、小売店で商品を棚から落として壊してしまいました。
--	----------------------------------

◆補償金額: 支払い限度額 1事故につき(対人・対物共通)1億円(免責金額なし)

※示談交渉なし(PTA賠償責任保険の制度上、被害者との示談交渉はできませんが、被害者との交渉をアドバイスさせていただきます。)

1人から借用した保管物等、損害賠償が所轄、使用または管理する財物の損壊について、その財物に別し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任を有する場合は、このオプション部分では保険金のお支払いの対象とはなりませんのでご注意ください。
学校の管理下(部活動中)の場合は、法律上生徒に損害賠償責任が発生しませんが、このオプション(部分)では保険金のお支払いの対象とはなりませんのでご注意ください。
スポーツ中の相手側主の方や物損およびケガによる損害を賠償する責任を負担する責任者(被保険者)が賠償責任を負担し、他の保険金をお支払いしない事象には適用されず、賠償の対象となります。

傷害保険:基本補償 <保険料はP7をご参照ください> 事故報告書・様式IVを使用

②PTA活動中のケガの補償(PTA団体傷害保険)

日本国内において、保険の対象となる方がPTAの管理下でPTA行事(※1)に参加している間(※2)の「急激かつ偶然な外来の事故(※3)」により、保険の対象となる方がケガ(※4)をした場合に保険金をお支払いします。

◆保険の対象となる方(被保険者):
①PTA会員およびその学校に通学する児童および生徒
②PTA会員の同居のご親族(※5)
③PTA行事への参加が事前にPTAより認められている方

◆保険金をお支払いする場合の例:
PTA主催のスポーツ大会でボールがあたってケガをした。

死亡保険金(後遺障害保険金)	250万円(後遺障害に応じて10~250万円)
入院保険金日額	3,000円(入院中以外の手術)1,500円(入院中の手術)3万円
手術保険金(※8)	
通院保険金日額	2,000円

◆補償金額:(保険金額)

※1「PTA行事」とは、この保険の対象となるPTA行事は、日本国内においてPTAが主催または共催し、PTA総会、運営委員会等、PTA会則に基づく手続きで決定された行事をいいます。その他の行事については、保険金のお支払いの対象とはなりませんので、ご注意ください。
※2「PTA行事」の開催場所と住居の往復路上を含みます。
※3「自射・自射による物中症」は補償の対象となりません。
※4 独立行政法人日本スポーツ振興センター法(※5)の定めるところにより給付対象となるケガは保険金のお支払いの対象となりません。
※5 5歳等以上の命、肢断者(※6)または5歳等以上の肢体をいいます。
※6 胎児の届出をしていないが事実上胎児関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係とは異なる程度の事実を備える方を含む(※7)を有すること。②同様により夫婦同様の共同生活を営んでいること
※7 同性上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたりに及ぼすことを意思をいいます。
※8 手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や手術等お支払いの対の手術があります。

●保険料

		補償項目	保険料単価
基本契約	傷害保険基本補償	死亡・後遺障害	1世帯あたり 90.00円
		入院保険金	
		手術保険金	
		通院保険金	
賠償責任保険基本補償	PTA活動の遂行に伴う賠償責任	対人	児童・生徒1人あたり 9.98円
		対物	
		保管物に係る賠償責任	
賠償責任保険オプション	児童・生徒賠償責任	児童・生徒1人あたり 226.10円	